

利用者負担についてのお知らせ

令和8年度 利用者負担額表

お問い合わせ先

岡山市 岡山っ子育成局 保育・幼児教育部 就園管理課
(086) 803-1432 ※月～金(祝日除く) 8:30～17:15

● 保育利用 (2号・3号認定)	
保育園保育料・認定こども園利用料 (月額)	
3歳未満児 下表のとおり	3歳以上児 0円

● 教育利用 (1号認定)	
幼稚園授業料・認定こども園利用料 (月額)	
0円	

階層区分	市区町村民税課税額	保育料・利用料 [円] () 内は第2子の金額	
		保育標準時間	保育短時間
A (生活保護受給世帯等)			
B (市区町村民税非課税世帯)		0	0
C (市区町村民税課税世帯)	1 均等割のみ課税	9,000 (4,500)	8,800 (4,400)
	2 所得割合算額 10,800円未満	10,000 (5,000)	9,800 (4,900)
	3 所得割合算額 48,600円未満	12,000 (6,000)	11,700 (5,850)
	4 所得割合算額 57,700円未満	14,000 (7,000)	13,700 (6,850)
	5 所得割合算額 65,000円未満	16,000 (8,000)	15,600 (7,800)
	6 所得割合算額 77,101円未満	20,000 (10,000)	19,500 (9,750)
		20,000 (10,000)	19,500 (9,750)
	7 所得割合算額 97,000円未満	24,000 (12,000)	23,500 (11,750)
	8 所得割合算額 121,000円未満	28,000 (14,000)	27,400 (13,700)
	9 所得割合算額 145,000円未満	32,000 (16,000)	31,300 (15,650)
	10 所得割合算額 169,000円未満	36,000 (18,000)	35,300 (17,650)
	11 所得割合算額 199,000円未満	40,000 (20,000)	39,200 (19,600)
	12 所得割合算額 229,000円未満	43,000 (21,500)	42,200 (21,100)
	13 所得割合算額 301,000円未満	45,700 (22,850)	44,900 (22,450)
	14 所得割合算額 397,000円未満	48,000 (24,000)	47,100 (23,550)
15 所得割合算額 397,000円以上	55,700 (27,850)	54,700 (27,350)	

★1 多子世帯の利用者負担額軽減について

同一世帯において、小学校就学前のお子さんが2人以上同時に保育施設等を利用する場合(※)、**就学前の最年長のお子さんから第1子と数え、第2子・第3子以降の利用者負担額は、下表のとおり軽減されます。**

※ 小学校就学前のお子さんが、認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、児童心理治療施設を利用している場合のみ、カウントの対象となります。

⇒ 新制度へ未移行の私立幼稚園、児童発達支援等を利用しているお子さんがいる場合は、「利用者負担額軽減/副食費徴収免除に係る就学前子どもの利用施設申出書」の提出が必要になります。

軽減内容	第2子	第3子以降
	半額=左記負担額表の()内の金額	0円

ただし、次の世帯については、**お子さんの年齢にかかわらず、年齢の高い順から第1子と数えます。**

① 同一生計のお子さんが2人以上おり、階層区分が**C1からC4**に該当する世帯 (軽減内容は上表と同じ)

② 同一生計のお子さんが3人以上おり、階層区分が**C5からC15**に該当する世帯

※ 年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育施設等を利用するお子さんが第3子以降かつ3歳未満児の場合

軽減内容	第3子以降かつ3歳未満児
	左記負担額表の金額の半額(()内の額も含む)

★2 ひとり親世帯等の利用者負担額軽減について

次の①から③で下表の階層区分(左記負担額表の網掛け部分)に該当する世帯は、利用者負担額が軽減されます。

- ① ひとり親世帯(事実婚を除く)
- ② 在宅障害児(者)が居る世帯
- ③ 生活困窮世帯等市長が認めた世帯

※ ①、②については、手続は不要です。③については、「利用者負担額減免申請書」の提出が必要です。

階層区分	第1子	第2子以降
C1からC3	左記負担額表の金額から1,000円を差し引いた額の2分の1の額	0円 ※ 当該軽減にあたっては、同一生計のお子さんが2人以上いる世帯の場合、お子さんの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えます。
C4からC6の一部 (所得割合算額77,101円未満)	左記負担額表の()内の額 ※ 9,000円が上限	

◎ 階層区分は、世帯(保護者)の市区町村民税額(均等割及び所得割合算額)を算定基礎として決定します。

【算定基礎となる市区町村民税額について】

- 前期分(令和8年4月～令和8年8月分)は、令和7年度の税額により算定します。
- 後期分(令和8年9月～令和9年3月分)は、令和8年度の税額により算定します。
- 住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共団体等への寄附金控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除は適用しません。
- 政令指定都市では、平成30年度から市民税所得割の標準税率が6%から8%に変更されましたが、従前の6%(※名古屋市のみ5.7%)で算出した額を用います。

◎ 利用者負担額を決定する際の年齢は、**年度初日の前日(3月31日)の満年齢を基準とします。**年度の途中で年齢が変わっても、負担額表における年齢区分は変わりません。

◎ 教育・保育給付に係る2号認定を受けて幼稚園を教育利用する場合の利用者負担額は、1号認定の0円を適用します。

利用者負担額の納付について

- ◎ 施設利用開始後は、登園の有無にかかわらず、利用月ごとに利用者負担額全額の納付をする必要があります。
- ◎ 年度途中で利用者負担額をさかのぼって変更したことにより、納付額が不足する場合は、一括して追加徴収します。また、過納となった場合は、充当もしくは還付します。

●市立保育園／●私立保育園／●市立認定こども園の利用者負担額

- ◇ 岡山市が徴収します。
(原則、口座振替による納付)
- ◇ 納期限(口座振替日)は、毎月末日(ただし、12月は25日、金融機関が休業日の場合は翌営業日)です。
- ◇ 入園開始月を含む月までに、「納付書」と「Web口座振替案内チラシ」を送付します。
- ◇ 口座の登録が完了するまでの間、もしくは口座振替ができない事情がある場合は、納付書により利用者負担額を納めてください。納期限は口座振替と同様です。
- ◇ 納付書の場合は、コンビニエンスストアやスマホ決済での納付が可能です。
※ ただし、納期限を過ぎた場合や、汚れ等によりバーコードが読み取れない場合は、コンビニエンスストアやスマホ決済で納付できませんので、市役所収納窓口や金融機関で納付してください。
- ◇ 以下の場合には口座振替が継続できないため、新たに口座振替の手続きが必要です。
 - ・代表保護者を変更した場合
 - ・認可保育園から市立認定こども園へ転園した場合(市立認定こども園から認可保育園への転園も同様)
- ◇ 納期限を過ぎても納付が確認できない場合は、市から督促状を送付します。

●市立認定こども園／●地域型保育事業の利用者負担額

- ◇ 各施設・事業所が徴収します。各施設・事業所のルールに従ってお支払いください。

利用者負担額の減免について

- ◎ 次の(1)から(4)に掲げる要件に該当する場合は、申請により利用者負担額が減免されることがあります。
※ 詳しくは、就園管理課にお問い合わせください。
- (1) 非自発的な失業、休業又は離職(自己都合による退職、転職などは除く。)により、世帯の収入が著しく減少した場合
- (2) 疾病者のいる世帯で、世帯収入に対する医療費等の過大な支出があった場合
- (3) 火災、風水害、地震その他の災害により世帯の居住する家屋等に損害があった場合
- (4) 児童が伝染病(風しん、水痘、結核など)により出席停止の指示を受け、月の初日から末日まで登園することができなかった場合

利用者負担額の決定に関する注意事項

- ◎ 同一生計のお子さんで住民票が分かれている場合は、「別世帯で同一生計の子どもに関する申告書」を提出してください。
- ◎ 児童の祖父母等が生計の主宰者であると判断(推定)される場合、その方の市区町村民税額を合算して利用者負担額を決定する場合があります。
 - ◇ 保護者の収入(所得)が税の扶養の範囲内程度の額で、かつ同一住所に居住(世帯分離している場合を含む。)する祖父母等に一定以上の所得がある場合
 - ◇ 祖父母等が、児童又は保護者を税法上の扶養や健康保険上の扶養に入れている場合 など
- ◎ 岡山市が税額調査を行った結果、利用者負担額の算定基礎となる市区町村民税額の変更が判明した場合には、利用者負担額がさかのぼって変更になることがあります。
- ◎ 利用者負担額の軽減(申出が必要なものに限る。)及び減免にあたっては、年度ごとに申請手続きが必要です。また、年度をさかのぼっての申請はできません。
- ◎ 教育・保育給付認定が有効な期間に対して利用者負担額を決定するため、認定有効期間が年度途中で切れる場合、「利用者負担額決定通知」には認定が有効な月しか利用者負担額が記載されません。

給食費(副食費)について

利用区分	利用施設	給食費(副食費)の取扱い	免除対象
教育利用 (1号認定) 【満3歳以上】	●市立幼稚園	◇ 弁当持参のため、給食費はありません。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市区町村民税所得割合算額 77,101円未満世帯の子ども ■ 第3子以降の子ども(小学校1~3年生及び認可保育園等に入所する兄弟が2人以上いる場合)
	●市立認定こども園	◇ 月額3,300円を岡山市(各施設)が徴収します。 (原則、口座振替による納付) ◇ 4月・8月は徴収しません。	
	●私立幼稚園 ●私立認定こども園	◇ 施設によって取扱いが異なります。 詳細は各施設にお尋ねください。	
保育利用 (2号認定) 【3~5歳児クラス】	●市立保育園 ●市立認定こども園	◇ 月額4,900円を岡山市(各施設)が徴収します。 (原則、口座振替による納付)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市区町村民税所得割合算額 57,700円未満(ひとり親世帯等については77,101円未満)世帯の子ども ■ 第3子以降の子ども(小学校就学前の認可保育園等に入所する兄弟が2人以上いる場合)
	●私立保育園 ●私立認定こども園	◇ 各施設で徴収します。 ◇ 金額・納付方法等の詳細は各施設にお尋ねください。	

◎ 副食費に関するお問い合わせ先(市立…幼保運営課 086-803-1226、私立…保育・幼児教育課 086-803-1228)